

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第45号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成17年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出） 第10条の3 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置特例届出書（様式第9号の4）によるものとする。 （非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出） 第10条の4 省令第5条の8第1項の届出（<u>法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に係る届出の場合に限る。</u>）は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更特例届出書（様式第9号の5）によるものとする。	（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出） 第10条の3 法第9条の3の3第1項又は第2項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置特例届出書（様式第9号の4）によるものとする。 （非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出） 第10条の4 省令第5条の8第1項の届出（<u>法第9条の3の3第4項において準用する法第9条の3第8項に係る届出の場合に限る。</u>）は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更特例届出書（様式第9号の5）によるものとする。

様式第1号中「新許可証」を「許可証」に改める。

様式第2号、様式第4号、様式第9号の4、様式第9号の5、様式第10号及び様式第12号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第9号の4中「第9条の3の3第1項」の次に「又は第2項」を加える。

様式第9号の5中「第9条の3の3第3項」を「第9条の3の3第4項」に改め、「読み替えて」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年9月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。